

# 島根県医師会館整備基金規則

## (基金の管理)

第1条 島根県医師会館（付属設備を含む）の老朽化に対応するための島根県医師会館整備基金（以下「基金」という。）の管理は、島根県医師会定款第59条による。

## (委員会)

第2条 基金の保管・運営・使途計画その他の管理を行うために「島根県医師会館整備基金管理委員会」（以下「委員会」という。）を設ける。

## (委員会の任務)

第3条 委員会はその目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 基金の保管
2. 基金の使途の計画、審議及びその事業の推進
3. 基金の予算及び決算の作成
4. その他目的を達成するための必要な事項

## (委員構成)

第4条 委員会は次の構成とする。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	若干名
監事	3名

- 2 委員長は島根県医師会会長を、副委員長は同副会長を、また、監事は同監事をもってあてる。
- 3 委員は、島根県医師会会員の中から会長が委嘱する。

## (任期)

第5条 委員の任期は、島根県医師会役員の任期と同じとする。

## (委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

## (委員会の議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席とみなす。

## (採決)

第8条 採決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (会計年度)

第9条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## (その他)

第10条 この規則に定めるものの他、必要な事項は島根県医師会定款の定めるところによる。

## (規則の変更)

第11条 本規則を変更するときは、代議員会の決議を経なければならない。

## 附 則

(施行期日)

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。